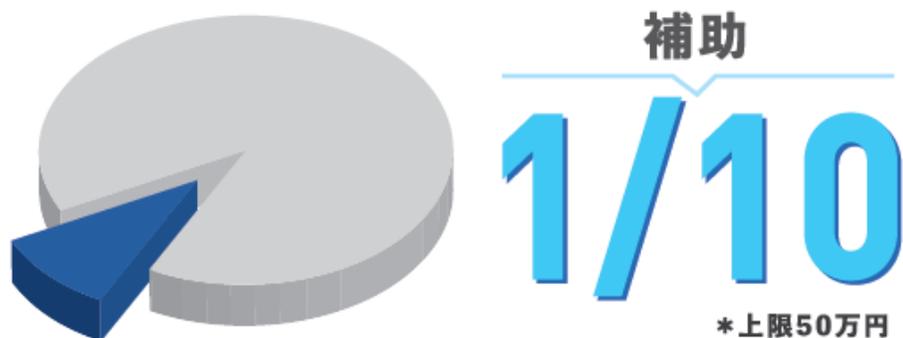


1. 補助金制度の概要

PCB使用照明器具の調査費用



PCB使用照明器具の交換費用※



■ 対象事業の要件

- PCB使用照明器具の調査事業
昭和52年3月以前に建築・改修された建物の調査
 - PCB使用照明器具のLED照明器具への交換事業
使用中のPCB使用照明器具のLED照明器具への交換
(交換にあたってはリースによる導入も補助対象とする。)
- ※いずれも、PCB使用照明器具の早期処理が確実であること。
※既の実施している事業は対象外。

■ 補助対象

- 中小企業者
- 中小企業規模相当の法人や地方公共団体
- 個人事業主又は個人
- その他環境大臣の承認を経て財団が認める者
- リース方式により照明器具を導入するリース会社

- **申請期限 令和5年1月31日 (火) 15:00 まで**
- **補助金交付決定後に事業開始 (未着手事業が対象)**
- **事業完了 令和5年2月28日 (火) まで**

2. 補助金制度に関する要綱、規程類

環境省

交付要綱（環境大臣）
環循施発第2203311号

実施要領
環循規発第2203311号

補助事業者（財団）に対しての規程



財団

交付規程（LED推進事業交付規程）
公募要領

間接補助事業者（応募者）
に対しての規程

ご申請前に必ず
お読みください

補助金申請の進め方ガイド

完了実績報告書と経理処理の手引き

チェックリスト
記入マニュアル

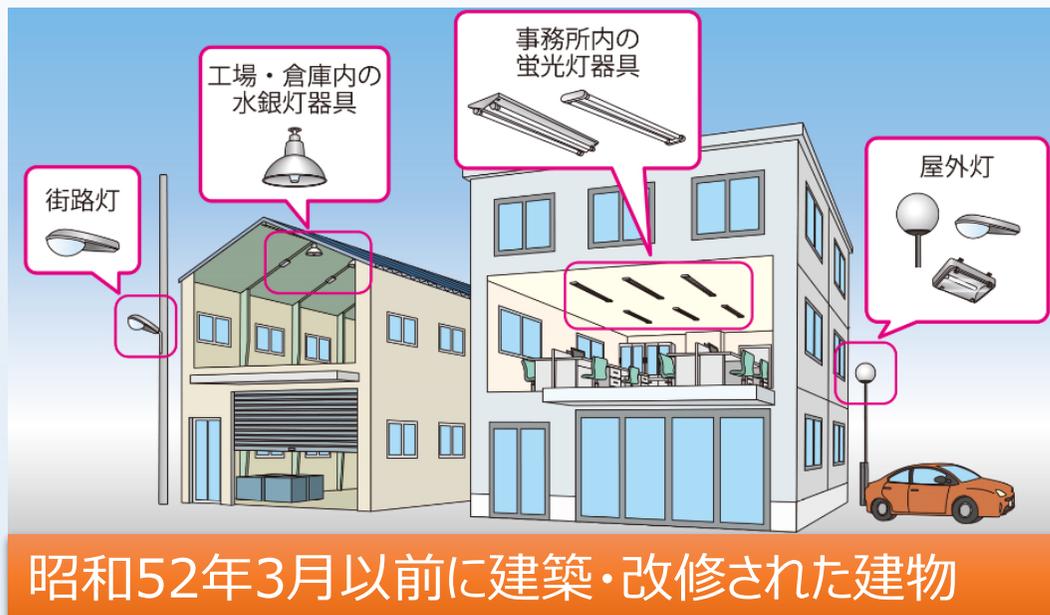
間接補助事業者（応募者）
に対しての詳細説明資料

※上記資料は財団ホームページに掲載されています⇒ https://www.sanpainet.or.jp/pcb_led/

3. 補助金制度の対象事業の種類

① 調査事業

PCB使用照明器具の有無調査



② 交換事業

LED照明器具に交換

PCB使用照明器具



交換

環境汚染リスク低減
CO2排出量削減

LED照明器具

③ 調査交換事業 ①と②を一体的に行う事業

①調査事業を実施してPCB照明器具が発見された場合、②交換事業の申請を新たに実施する必要がありません。

4-1. 補助金制度の対象事業の要件

① 調査事業 (公募要領P.4)

PCB使用照明器具の有無に係る調査

1) 昭和52年3月以前に、建築・改修された建物の調査であること

↑
PCB使用照明器具が使用されている可能性有り

2) PCB使用照明器具が発見された場合、PCB使用照明器具に内蔵の高濃度PCB使用安定器について下記のア) ~ウ) を全て満たすこと

ア) 完了実績報告書提出日までにPCB特別措置法に基づく届出を都道府県または政令市（指定都市・中核市）に提出

イ) 完了実績報告書提出日までにJESCOの予備登録または搬入荷姿登録を完了

ウ) 令和5年3月末までに、JESCOと処分委託契約を締結



(JESCO : 中間貯蔵・環境安全事業株式会社)

※予備登録または搬入荷姿登録の申込様式はこちらの URL から取得できます。

<https://www.jesconet.co.jp/customer/download.html#anchor02>

4-2. 補助金制度の対象事業の要件

② 交換事業 (公募要領P.4)

PCB使用照明器具をLEDに交換

- 1) 使用中のPCB使用照明器具の交換であること
- 2) 照明器具の安定器に高濃度PCBが使用されていることが確実であること
- 3) 交換により生ずるPCB廃棄物の処理を確実に行うこと
高濃度PCB使用安定器について下記のア)~ウ)を全て満たすこと

ア) 完了実績報告書提出日までにPCB特別措置法に基づく届出を
都道府県または政令市（指定都市・中核市）に提出

イ) 完了実績報告書提出日までにJESCOの予備登録または
搬入荷姿登録を完了

ウ) 令和5年3月末までに、JESCOと処分委託契約を締結



- 4) 交換する照明器具がグリーン購入法基準を満たすLED照明器具であること

※ランプのみの交換は適用外

5. 補助対象外の費用例

- 1) 現在使用中でないPCB照明器具のLED灯への交換費用
(点灯しないPCB照明器具は使用中でないと見做す)
- 2) PCB廃棄物の収集運搬・保管・処分費用
- 3) 既設の、配線や配線器具の交換費用
- 4) PCB照明器具と異なった場所にLED照明器具を設置する際の
場所移動に係る費用
- 5) LED照明器具に交換しないPCB照明器具の撤去費用
- 6) 予備品など
- 7) 交付申請等の委託費用 (コンサル費、代書費など)
- 8) 官公庁などへの申請、届出費用

6-1. 間接補助金を申請できる者

対象地域（公募要領P.6）

北海道、青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県



6-2. 間接補助金を申請できる者

前記対象地域の以下の者（公募要領P.5）

(ア) 中小企業支援法(昭和38年法律第147号) 第2条第1項に定める

中小企業者

(イ) 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人のうち

中小企業規模相当のもの

(ウ) 法律により設立された法人のうち中小企業規模相当のもの

(エ) 地方公共団体のうち中小企業規模相当のもの

(常時使用する職員数が100人以下)

(オ) 個人事業主又は個人

(カ) その他環境大臣の承認を経て財団が適当と認める者

(キ) (ア)から(カ)に対してリース方式によりLED照明器具を導入する 民間企業

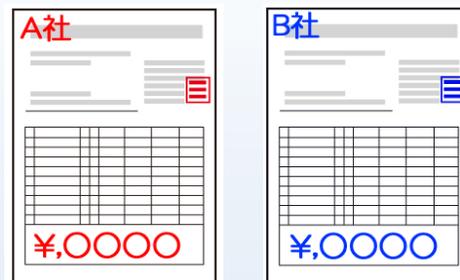
7. 事業の進め方について (公募要領P.8～、ガイドP.9～)

■ 交付決定通知後に事業（発注・もしくは契約）を開始

交付決定通知日以前に開始された事業は補助対象となりません。

■ 発注には、2者以上の見積合わせ

(競争入札) が必要



■ やむを得ず随意契約になる場合は、財団の事前承認が必要

■ 事業完了日(発注先への支払日)は、令和5年2月28日まで

■ 完了実績報告書の提出期限は、事業完了日から30日以内、 又は令和5年3月10日のいずれか早い日まで

■ 財団からの補助金の支払いは、令和5年3月31日までに完了

(令和4年度予算のため)